

国民健康保険からのお知らせ

被保険者証が新しくなります

現在使用している被保険者証の有効期限は、平成25年3月31日です。

新しい被保険者証は、3月下旬に各世帯へ郵送します。お手元に届きましたら記載内容をご確認ください。内容に誤りがありましたら、被保険者証をご持参のうえ、町民税務課(②窓口)へお申し出ください。

また、有効期限の切れた被保険者証は各自で処分してください。

新しい被保険者証が届いたら次のことをご確認ください

○資格がないのに被保険者証が届いた(転出、死亡、社会保険など他の保険に加入している方)
○資格があるのに被保険者証が届かない(転入、出生、社会保険など他の保険に加入していない方)

○記載内容(住所、氏名、生年月日)に誤りがないか
※就職や退職に伴い、会社の社会保険の加入・脱退をした場合

は町民税務課に届出が必要です。※就学や施設入所などで、他の市町村に転出する場合にも届出が必要です。

被保険者証等の再交付

被保険者証、高齢受給者証を紛失・破損された場合は、町民税務課(②窓口)にて再交付の申請ができます。

国民健康保険の届出義務は世帯主にあります。印鑑、身分証明書をご持参ください。世帯主以外の方が申請する場合は、委任状(窓口にもあります)の提出が必要です。

国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成26年3月31日	記号 123
		番号 456789
氏名	五 震 太郎	
生年月日	昭和57年12月31日	性別 男
世帯主氏名	五 震 太郎	
住所	茨城県猿島郡五震町大字〇〇△△	
交付年月日	平成25年4月1日	
保険者の名称及び印	茨城県猿島郡五震町	
保険者番号	TEL 0280-84-1111 080861	

70歳から74歳の方は高齢受給者証をご確認ください

現在使用している高齢受給者証は、被保険者証と同様に有効期限が平成25年3月31日となっています。

医療機関の窓口で負担する一部負担金が、平成25年度も1割のままとなりましたので、負担割合が「2割(平成25年7月31日までは1割)」と記載された受給者証を郵送します。なお、一定以上の所得がある方は3割負担となります。

また、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除かれます。毎年7月に負担割合の判定を行いますので、有効期限は平成25年7月31日となります。

被保険者証とは別の封筒で郵送しますので、ご注意ください。

後期高齢者医療被保険者証の更新は7月末です
後期高齢者医療保険に加入されている方(75歳以上の方、または65歳以上で障害認定を受け

ている方)の被保険者証の有効期限は平成25年7月31日です。7月下旬に新しい被保険者証を郵送します。有効期限までは引き続き現在お手持ちの被保険者証をご使用ください。



被保険者証に臓器提供意思表示欄を設けました

新しい被保険者証の裏面に、臓器提供の意思表示をする欄を作成しました。

◆脳死後及び心臓が停止した死後に臓器を提供してもいいと思われている方

◆脳死後は臓器提供したくないが、心臓が停止した死後には臓器を提供してもいいと思われている方
◆臓器を提供したくないと思われている方

このように臓器提供に関する自分の意思を表示することができます。記入は任意ですので、必ず記入しなければならぬというものではありません。

また、意思を表示した方で内容を他人に知られたくない方には、『個人情報保護シール』があります。意思表示欄の上に貼ることで、個人情報を守ることができます。

『個人情報保護シール』は町民税務課(②窓口)にあります。ご希望される方はお申し出ください。

国民健康保険税の納め忘れにご注意ください

国民健康保険税に滞納がある場合、通常の被保険者証より有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費が全額自己負担になる「被保険者資格証明書」が交付されます。

なお、納税相談は随時行っています。(受付 町民税務課③、④窓口)